

江別市自治基本条例検討委員会 提 言 書

平成29年3月22日

江別市自治基本条例検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検討結果	2
	(1) 条例の見直しについて	2
	(2) 自治基本条例・市民参加条例の認知度について	2
	(3) 市民参加・市民協働の推進について	3
	(4) その他の取り組みについて	4
	(5) 今後の取り組みの方向性について	5
3	検討方法	6
	(1) 自治基本条例検討委員会の設置	6
	(2) 自治基本条例アンケートの実施	7

1 はじめに

江別市自治基本条例は、市民自治によるまちづくりを進めるための理念や基本的なルールなどを定める条例として、平成21年7月1日に施行されました。

江別市では、この条例の基本理念や基本原則の実現に向け、さまざまな取り組みが進められてきましたが、まちづくりについてのさまざまな課題も見受けられます。

施行から8年目を迎えた平成28年7月、条例第29条に基づき、学識経験者、有識者、公募市民の8名で構成する「江別市自治基本条例検討委員会」が設置され、この条例が所期の目的を達成しているかどうかの検討を開始しました。

検討にあたっては、江別市が実施したアンケート結果をはじめ、市民の方々からいただいたご意見を踏まえ、現状と課題そしてそれらへの対応について協議を重ね、提言書としてまとめました。

この提言書が、本市における市民自治の推進に役立てられることを期待するとともに、市民の方々からいただいた多くの貴重なご意見が、条例の基本理念や基本原則の実現に向けた行政運営の一助となるよう期待します。

平成29年3月

江別市自治基本条例検討委員会

委員長 石黒 匡人

副委員長 深瀬 禎一

委員 伊藤 雅康 工藤 多希子 後藤 一樹

小山 千賀子 田口 智子 山元 規子

2 検討結果

(1) 条例の見直しについて

江別市自治基本条例は、平成 17 年の江別市自治基本条例市民懇話会設置以降、市民の手により熱心な議論を重ねたうえで作り上げられました。この条例は、平成 21 年 7 月に施行され、本市のまちづくりにおける最高規範として位置付けられています。

当委員会では、関連する他の条例、さまざまなまちづくりに関する制度や取り組みなどについて報告を受けたうえで、この条例自体の妥当性と今後のまちづくりの方向性という視点から、すべての条文について検討を行いました。

検討の結果、条例の条文については、まちづくりのルールとして適切に表現されており、現在のところは特に変更、修正の必要はない、との結論に至りました。

しかし、この条例に基づくまちづくりをより良いものとするために、現行の制度に関する運用や取り組みの改善などについて、次のとおり提言いたします。

(2) 自治基本条例・市民参加条例の認知度について

江別市は、平成 28 年 8 月に市民 5,000 人を対象に「自治基本条例アンケート」（以下「条例アンケート」と表記。）を実施しましたが、そこで回答をいただいた 1,618 人において、自治基本条例の認知度は 4 割弱であり、残念ながら、4 年前の条例見直し時と変わっていない状況です。また、平成 27 年に施行された市民参加条例の認知度も 3 割弱にとどまっています。自治基本条例は、施行から現在まで、パンフレットの配布や講演会の開催、小学校への出前講座など、さまざまな啓発に努めてはいるものの、市民からはまだ遠い存在であり、十分には理解されていない状況にあると言えます。

市民にとって、条例の内容がより分かりやすいものとなるよう、これまでの解説書については、更なる改善が必要です。さらに、条例のポイントとなる部分について、市民の目に留まる、手に取ってもらえるような、分かりやすく、親しみやすいパンフレットを市民のアイディアも取り入れながら作成するなど、新たな取り組みも必要と考えます。

また、より多くの市民にこれらの条例を知ってもらうためには、自治会や大学、市民活動団体、関係団体のイベントなど、さまざまな機会をとらえて、分かりやすい資料で条例が目指すまちづくりの内容を PR していくとともに、市の職員への条例に関する研修を充実させ、理解を一層深めていただくことを望みます。

(3) 市民参加・市民協働の推進について

①市民参加の推進について（第24条関係）

市民参加条例に規定されている附属機関等（審議会、委員会、協議会など）やパブリックコメントは、「参加の仕方が分からない」との意見も多く、これらの方法が市民にとって、より身近な存在となるよう、参加手続きや制度そのものについて、一層のPRに力を入れていただきたいと思います。

また、条例アンケートにおいて、「アンケート調査」や「市民説明会」は有効な市民参加の方法として回答数が多かったことから、市は、広く市民の意見を聞き取る必要がある際には、これらの方法をできるだけ採用するよう努めるべきです。

附属機関等における委員を選任する際には、情報公開に努めるとともに、委員を公募する際には、性別や人数の割合など、それまでの構成にとらわれることなく、できるだけ多くの市民の参加が得られるよう努力していただきたいと思います。また、附属機関等において、審議する案件に応じて、選任された委員以外の市民の意見を聞き取る必要がある場合には、より多くの市民の声が反映できる手法について、考慮すべきと考えます。

②市民協働の推進について（第25条関係）

条例アンケートにおいて、協働について、「分からない」との回答が5割強であったことから、現在行っている小・中学生への啓発活動を継続するほか、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、協働の意識啓発の強化を図っていくことが必要です。

また、条例アンケートにおいて、5割弱の人がまちづくり活動（自治会、市民活動団体、ボランティア団体の活動など）に参加するには、「きっかけが必要」と回答しており、今後も、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりについて、検討すべきと考えます。

一方、市の協働のパートナーである自治会や市民活動団体においては、担い手不足や財政難が課題となっており、現在行っている担い手の育成を目的としたセミナーや協働のまちづくり活動支援事業の更なる充実を図るほか、活動についてのPRがより効果的なものとなるよう、それぞれの団体と共に取り組んでいくことを望みます。

市民協働条例制定に向けては、市やまちづくり活動に携わるさまざまな団体が、

上記の視点に立った、協働についての市民意識の高揚やまちづくり活動の充実を図る取り組みをさらに進めていく必要があります。

(4) その他の取り組みについて

①市民の責務について（第7条関係）

市民自治のまちづくりには、市民のまちづくりに対する自主性、自立性を最大限尊重したうえでの参加が不可欠であり、市民が自主的にまちづくりに取り組めるよう、この条例に規定されている市民の責務についての趣旨を、条例の啓発に併せて積極的にアピールしていくことが必要です。

②危機管理・防災について（第17条関係）

全国で発生している大規模災害は、江別市民にとって決して他人事ではなく、市の防災、減災対策の充実はもとより、市民の防災・減災意識の向上や災害弱者と言われる方々への支援について、自治会など一層の連携を図っていくべきと考えます。

③情報共有の推進について（第21条関係）

まちづくりに関する情報を市と市民が共有することは、市民自治の前提であることから、まちづくりに関する情報をホームページや広報などでお知らせする際には、より見やすく、より分かりやすく、といった視点で、高齢者などに配慮したものとなるよう一層努力していただきたいと考えます。また、ホームページが見られない方へのまちづくりに関する情報提供の在り方についても検討されることを望みます。

さらに、まちづくりについて、市民からの意見、要望、提案、苦情などを受け付ける「市民の声」については、行政内部での情報共有にとどまることなく、内容によっては、今後市民にも公表していくべきと考えます。

④住民投票について（第26条関係）

住民投票や地方自治法に規定されている直接請求については、市民にとってなじみの薄い制度であることから、解説書において、その手続きなどを分かりやすく記載する必要があります。

⑤市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価（第28条関係）

市民によるまちづくりに関する評価は、これまで行政評価外部評価委員会や毎年行うまちづくり市民アンケート、附属機関等への市民委員の登用やパブリックコメントといった市民参加などさまざまな方法で行われています。

今後においても、市民参加条例第12条に基づく市民参加の状況の公表の際は、条例上の手続きが適正に行われているかの点検結果も併せて公表するなど、より

適切で、有効な評価ができる手法や仕組みについて検討していくことが必要であると考えます。

(5) 今後の取り組みの方向性について

江別市では、これまで、市政の情報共有、市民の積極的なまちづくりへの参加と協働という条例の基本理念のもと、さまざまな取り組みが進められてきました。

市民自治のまちづくりをさらに進めていくためには、条例の認知度、市民参加や市民協働に関する意識や市民の責務についての理解度を一層高めていくことが必要です。

市民の認知度や意識などが高まるには、時間がかかるものと考えますが、まずは、より分かりやすくという視点で、前述の条例解説書の改善、パンフレットの作成による啓発活動、ホームページの見直しなどにより、多くの市民にまちづくりについての情報を知ってもらい、理解してもらうことが重要です。

また、条例アンケートにおいて、9割以上の方が市の情報の入手手段と回答している「広報えべつ」を有効に活用し、条例が目指すまちづくりや市民参加制度、協働の考え方や取り組みなどを分かりやすく紹介し、関心や興味を持ってもらうことが必要と考えます。

3 検討方法

平成28年7月に自治基本条例検討委員会が設置され、8回にわたり協議を重ねてきました。

検討にあたり、市の取り組み状況や条例アンケートによる市民意見を踏まえながら、すべての条項について審議する中で、市民や市が取り組む市民自治に基づくまちづくりの現状評価や課題について議論し、条例の妥当性やまちづくりの方向性について整理しました。

(1) 自治基本条例検討委員会の設置（学識者、有識者、公募市民の8名により構成）

①委員会開催状況

- ・ **第1回** **平成28年 7月25日**
 - ・ 委嘱状の交付 ・ 委員長、副委員長の選出
 - ・ 委員会の進め方について
 - ・ 自治基本条例アンケート（案）について 等
- ・ **第2回** **平成28年 8月19日**
 - ・ 自治基本条例アンケート（案）について
 - ・ 各条項の現状評価と課題について
（前文、第8章、第9章、第10章、第11章）
- ・ **第3回** **平成28年 9月30日**
 - ・ 各条項の現状評価と課題について 等
（第2章、第3章、第4章）
- ・ **第4回** **平成28年10月31日**
 - ・ 自治基本条例アンケート結果について
 - ・ 各条項の現状評価と課題について 等
（第5章、第6章）
- ・ **第5回** **平成28年11月24日**
 - ・ 各条項の現状評価と課題について 等
（第7章）
- ・ **第6回** **平成28年12月26日**
 - ・ 各条項の現状評価と課題について
（第1章）
 - ・ これまでの検討結果及び方向性の確認について 等
- ・ **第7回** **平成29年 1月23日**
 - ・ 提言書の概要（骨子）について 等
- ・ **第8回** **平成29年 2月23日**
 - ・ 提言書（案）について

②委員名簿（任期：平成28年7月25日～平成29年3月31日）

職	氏名	職業等
委員長	石黒 匡人	小樽商科大学商学部教授
副委員長	深瀬 禎一	江別市自治会連絡協議会理事
	伊藤 雅康	札幌学院大学法学部教授
	工藤 多希子	江別市女性団体協議会会長
	後藤 一樹	公募市民
	小山 千賀子	公募市民
	田口 智子	北翔大学短期大学部教授
	山元 規子	特定非営利活動法人 Z(i)G在宅支援技術者連絡協議会理事

※委員長、副委員長以外は50音順

（2）自治基本条例アンケートの実施

江別市は、当委員会での検討が、より市民の目線に近いものとなるよう、条例の認知度、条例に定める市民自治の基本原則（情報共有、市民参加・協働、信託と責任）などに関するアンケートを実施しました。

当委員会では、いただいたご意見を踏まえ、検討を行いました。

【1】実施期間：平成28年8月31日～9月20日

【2】対象：江別市に在住の満18歳以上の市民5,000人

【3】抽出方法：平成28年6月1日時点の住民基本台帳より、全人口に占める地区別（江別・野幌・大麻）、男女別、年齢階層別の人口比率に応じて5,000人を無作為抽出

【4】回答者数：1,618人

【5】回答率：32.36%

【6】内容（結果）：資料編を参照ください。